

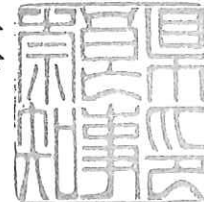
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃
代表取締役 下別府 正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 4年 3月20日

許可の有効年月日 令和 9年 3月19日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成19年	3月20日	新規許可、
平成24年	3月20日	更新許可、
平成29年	3月20日	更新許可、
令和 4年	3月20日	更新許可、
令和 6年	5月13日	変更届(代表者)



5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有